

名古屋市指定障害福祉サービス事業所等の指定事務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市指定障害福祉サービス事業所等の指定等に関する規則（平成24年名古屋市規則第71号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業所等の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定申請書の受理)

第2条 市長は、規則第2条及び第3条に規定する申請書及び添付書類に不備がない場合には、指定する月の前々月の末日（ただし開庁時間内に限るものとし、当該日が閉庁日のときは直前の開庁日とする。）までに当該書類を受理し、内容を審査のうえ指定を適当と認めるときは、受理した月の翌々月の1日に指定する。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項、法第51条の21第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の29第1項の規定による指定の更新の申請にかかる申請書の期限については、別に定めるところによる。

(指定等の通知)

第3条 市長は、法第36条第1項及び法第38条第1項の規定による指定並びに法第41条第1項の規定による指定の更新をしたときは、第1号様式（その1）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、法第51条の19第1項、法第51条の20第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定による指定並びに法第51条の21第1項及び児童福祉法第24条の29第1項の規定による指定の更新をしたときは、第1号様式（その2）により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、法第37条第1項及び法第39条第1項の規定による指定の変更の承認をしたときは、第2号様式により、当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、前3項の指定、指定の更新及び指定の変更に係る申請を却下するときは、第3号様式により、当該申請者に通知するものとする。

(指定の取消し等)

第4条 市長は、法第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）、法第51条の29第1項及び第2項並びに児童福祉法第24条の36の規定により指定を取り消すときは、第4号様式（その1）により、当該指定障害福祉サービス事業者、当該指定障害者支援施設の設置者若しくは当該指定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に通ずるものとする。

2 市長は、法第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）、法第51条の29第1項及び第2項並びに児童福祉法第24条の36の規定により、期間を定めてその指定の全部または一部の効力を停止するときは、第4号様式（その2）により、当該指定障害福祉サービス事業者、当該指定障害者支援施設の設置者若しくは当該指定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に通ずる

ものとする。

(公示)

第5条 法第51条、法第51条の30及び児童福祉法第24条の37の規定による公示は、次に掲げる事項を告示することにより行うものとする。

- (1) 事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 事業所（施設）の名称及び所在地
- (3) サービス等の種類
- (4) 事業所番号
- (5) 指定等を行った年月日

(委任)

第6条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

第 1 号様式（その 1）

年 月 日

様

名古屋市長 印

指定障害福祉サービス事業者等について（ 指定 更新 ）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律

第 123 号） 第 36 条第 1 項 第 38 条第 1 項 の規定により、同法第 29 条第 1 項の 指定障害福祉サービス事業者 指定障害福祉サービス事業者 第 41 条第 1 項 指定障害者

社サービス事業者 支援施設 として下記のとおり 指定 更新 をしたので通知します。

記

- 1 事業者（設置者）の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 事業所番号
- 4 主たる事業所の所在地
- 5 主たる事業所の名称
- 6 サービスの種類及び事業所の名称

サービスの種類	事業所の名称

- 7 指定 更新 年月日 年 月 日
- 8 有効期限 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 1 号様式（その 2）

年 月 日

様

名古屋市長

印

指定障害福祉サービス事業者等について（ 指定 更新 ）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） 第 24 条の 28 第 1 項
第 24 条の 29 第 1 項

法律第 123 号。以下「法」という。） 第 51 条の 19 第 1 項
第 51 条の 20 第 1 項
第 51 条の 21 第 1 項 の規定により、 法 第 第
児童福

51 条の 14 第 1 項の指定一般相談支援事業者
51 条の 17 第 1 項第 1 号の指定特定相談支援事業者 として下記のとおり
祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の指定障害児相談支援事業者

指定 更新 をしたので通知します。

記

- 1 事業者の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 主たる事業所の所在地
- 4 事業の種類、事業所の名称及び事業所番号

事業の種類	事業所の名称	事業所番号

- 5 指定 更新 年月日 年 月 日
- 6 有効期限 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 2 号様式

年 月 日

様

名古屋市長

印

指定障害福祉サービス事業者等の指定の変更について(承認)

年 月 日付で申請のあった障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第37条第1項 第39条第1項 の規定に基づく指定の変更の申請については、下記のとおり承認をしたので通知します。

記

- 1 事業者(設置者)の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 事業所番号
- 4 主たる事業所の所在地
- 5 主たる事業所の名称
- 6 変更の内容
- 7 変更年月日 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 3 号様式

年 月 日

様

名古屋市長

印

指定障害福祉サービス事業者等の申請について(却下)

年 月 日付で申請のあった 障害者の日常生活及び社会生活を総合的
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 36 条第 1 項・第 37 条第 1 項・
第 24 条の 28 第 1 項・第 24 条の 29 第 1 項

第 38 条第 1 項・第 39 条第 1 項・第 41 条第 1 項・第 51 条の 19 第 1 項・第 51 条

の 20 第 1 項・第 51 条の 21 第 1 項 の規定に基づく 指定
更新 の申請については、
変更

下記の理由により却下したので通知します。

記

理由

備考 1 行政不服審査法第 82 条第 1 項及び行政事件訴訟法第 46 条第 1 項の規定に
基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第4号様式（その1）

年 月 日

様

名古屋市長

印

指定障害福祉サービス事業者等の指定の取消について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の36

第123号。以下「法」という。）
第50条第1項
第50条第3項において準用する同条第1項
第51条の29第1項
第51条の29第2項

法
の規定により、
第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者
第29条第1項の指定障害者支援施設
第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者
第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者
児童福祉法第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者

の指定については、下記のとおり指定を取り消しますので通知します。

記

- 1 事業者（設置者）の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 事業所番号
- 4 主たる事業所の所在地
- 5 主たる事業所の名称
- 6 サービス（事業）の種類及び事業所の名称
- 7 取消年月日 年 月 日
- 8 取消の理由

備考 1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第4号様式（その2）

年 月 日

様

名古屋市長

印

指定障害福祉サービス事業者等の指定効力の停止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の36

第123号。以下「法」という。）
第50条第1項
第50条第3項において準用する同条第1項
第51条の29第1項
第51条の29第2項

法
の規定により、
第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者
第29条第1項の指定障害者支援施設
第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者
第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者
児童福祉法第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者

の指定については、下記のとおりその指定の効力を停止しますので通知します。

記

- 1 事業者（設置者）の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 事業所番号
- 4 主たる事業所の所在地
- 5 主たる事業所の名称
- 6 サービス（事業）の種類及び事業所の名称
- 7 停止効力の内容 全部 ・ 一部 （ ）
- 8 停止期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 9 停止の理由

備考 1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。